法人会だより

かつしかの窓

2018
Vol.374
錦秋

Contents

平成30年度法人会と区民の集い …… 2〜3
第21回政治経済講演会 …… 3
葛飾企業人 …… 4〜5
葛飾税務署定期異動のお知らせ …… 6〜7
法人会の「平成31年度
税制改正に関する提言」まとまる …… 8〜9
第35回法人会全国大会 …… 10
法人会活動レポート …… 11
私のゆめ …… 12
葛飾都税事務所からのお知らせ …… 13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ…… 14
訃報/説明会のご案内/編集後記 …… 15

場所 にいじゅく未来公園

平成三十年度 法人会と区民の集いが開催される

日時…十月二十二日
場所…かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール

十月二十二日、モーツァルトホールにて「法人会と区民の集い」が多数の観客を集めて開催された。

午後五時開演、司会は大畑副会長、開会の辞は増田副会長、片岡葛飾法人会会長のあいさつに続き、青木葛飾区長もお祝いに駆け付けて法人会のさらなる発展と活動に期待を寄せた。その後、地域事業部別に、支部長、各委員長の紹介。

第一部

葛飾税務署宮下佳久法人第一上席調査官による税務研修が。図解を用いて、軽減税率導入に当たっての注意点をわかりやすく説明した。

第二部

雅轟太鼓　観客の全身に響く太鼓の連打と迫力あるパフォーマンスで本集いは始まった。

アウラ　五人の女性グループがアカペラで披露する自身編曲の日本民謡、ユーレイズミーアップに皆うっとり。

渋谷インディオス　南米フォルクローレ。演者聴衆一体となった。

貴津章　お馴染みの歌声、サービス精神でファンものりのり。

閉会のあいさつは中村副会長。楽しい集いは盛況のうちに幕を閉じた。

最後に恒例のお楽しみ抽選会。片岡会長、堀切女性部会長が抽選をした。

八月三十日　講師：東京大学政策ビジョン研究センター　三浦　瑠麗氏

第二十一回政治経済講演会を開催

「日本の安全保障論議を問い直す」

於 かつしかシンフォニーヒルズ・モーツァルトホール

当法人会、毎年恒例の本部行事である第二十一回政治経済講演会が八月三十日、モーツァルトホールにて午後六時より開催された。

本会の増田副会長が司会を務め、まず、片岡会長より開会のあいさつが。

講師の三浦氏は総理の私的アドバイザリーボードのメンバーとして今後の防衛大綱、中長期の日本の防衛力、安全保障政策に対して助言もする立場である。

講演は、朝鮮半島危機とトランプ政権、シビリアンコントロールをめぐる歴史、憲法改正における様々な課題を乗り越えるための試案を骨子として進行された。

アメリカの変化に対応して

まず、トランプ政権の中長期的な方向は、「アメリカにとっての平和」路線であるとし、これは「介入しないアメリカ」「西側優遇の終わり」を意味する。こうした中で日本は、取り巻く状況の変化に対応し、脅威は何かを再検討、同盟の信頼性を高める自国能力の分析をしながら、憲法の平和主義を現実化する必要がある。また、外交を通じた「新たな安定」を目指すべきだとした。

憲法改正に向けての様々な課題

現在の日本には、重要な軍事的決定に事実上国会の関与がないと言え、シビリアンコントロールが存在していないとし、行政、国会による自衛隊に対するシビリアンコントロールの整備強化（健全な政軍関係）を訴えた。

憲法論議に先立っては、講師の試案として、まず憲法事項、法律事項、慣習の峻別の必要を指摘し、憲法九条の政治的、政策的意義から逃げずに新たな落としどころを求めて講演を終えた。

最後に中村副会長が閉会の辞を述べ、講演会を締めくくった。

美しい和声が会場にこだま

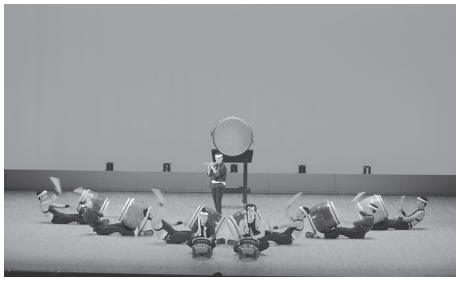
入魂の和太鼓パフォーマンス

貴津章　安定の歌唱

南米アンデスの調べとリズム

参加賞は、ミクニ化学工業㈱・アクトシール㈱・佐藤化成㈱に協賛いただきました。

地元金町で29年
不動産ならお任せください。

株式会社興銀不動産開発

代表取締役
矢部　文雄

水道工事会社からの不動産会社へ。異色の転身を遂げた金町の不動産会社。

Q ホームページに「金町一筋29年！地元の不動産屋」のキャッチコピーがありますが、法人会の青年部会で活躍されていた時は違う職種だったとうかがいました。

A 家は元々金町で農業をやっていたのですが、父の代で農業はやめて水道工事会社を始め、母はアパート・マンションの管理を行っていました。私も若い頃、父の会社で水道工事を一緒に行っていたのです。青年部会にいた頃はまだ水道屋だったので、その当時一緒に活動していた方達は水道屋の私の印象が強いと思います。

しばらくして水道工事会社が赤字であることが分かり会社は廃業することになりました。その時、母が行っていたアパート・マンションの管理を私が引き継いだので資格を取って不動産屋になろうと思ったのです。

Q 水道屋から不動産屋へ、まったく違う職種ですがどのようにされたのでしょうか。

A まずは知り合いの不動産屋で3年間修業させてもらいました。そこで実地で勉強しながら宅建の資格を取ったのです。宅建の試験は昔から難しくて仕事をしながら勉強するのが大変でした。試験を受ける前にたまたま湯島天神の近くを通ったら「合格祈願」の鉛筆を拾ったのです。それを持って試験を受けたら1回で合格することができました。このことは今でも忘れられません。

Q 修業時代はどのようなことをされていたのですか？

A 不動産関係のことは一通りこなしました。競売物件を担当したこともあります。今は法律が変わったのでなかなかありませんが、当時は相手が一般人ではない場合もありました。「窓際に立たない方がいい」と言われたこともあります。難しい取引をこなして貴重な経験を積むことができました。

Q 現在の事業、不動産業についてはいかがですか。

A 地元金町を中心に29年、不動産売買、仲介、賃貸、アパートの預かり管理、駐車場の管理と業務は多岐にわたっています。不動産を扱っていると様々なことに出会います。例えば現在は相続税が高く、相続で一つの物件や土地を分け合って相続します。そのため財産が分散され家の力が弱くなっているように感じます。兄弟で持っていた不動産の持ち分を売りに出され、そこに住んでいた他の兄弟が家を出なくてはならず、新しく住む家探しを相談されたこともありました。

Q 法人会について思うところをお聞かせください。

A 「公益社団法人」ということがきちんと理解されていないと思います。それは法人会が何をやっているのか伝わっていないからで、もっとアピールしていかないといけません。現在、ゴルフ大会、グランドゴルフ大会、ボウリング大会、区民の集いに有名人を呼ぶなど、魅力のあるコンテンツを企画しています。まず会員の方に参加していただいて会員同士の交流を行って収益事業、啓蒙活動を活発にしていければと思っています。

Q 最後に法人会員に求めることはなんでしょうか。

A 会員の方によく「法人会に参加するメリットは何ですか？」と聞かれますが、まずはイベントなどに参加して同じ法人会員の方と知り合ってはいかがでしょうか。知り合いができれば自ずと楽しみが生まれ、そこからご自身の事業にもプラスになることがでてくると思います。

株式会社興銀不動産開発
https://www.kougin-fudousankaihatsu.co.jp/
葛飾区東金町5-7-6
TEL：03-5699-5353　FAX：03-5699-0224

葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に渡邊氏、三枝署長はご勇退

着任のご挨拶

署長
渡邊（わたなべ） 昇（のぼる）

公益社団法人葛飾法人会の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、本年七月の人事異動で、東京国税局徴収部より転任して参りました渡邊でございます。葛飾税務署における勤務は初めてでありますが、前任の三枝同様、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として地域社会への貢献活動を積極的に行っているほか、税務実務講座や地域事業部研修会をはじめとした各種研修会の開催や各種イベントを通じて、税知識の普及に積極的に取り組まれていることに敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さて、来年十月一日から、消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。この軽減税率制度は、免税事業者を含む多数の事業者の方々にとって、商品管理や区分経理等のための準備が必要となるものです。まだあまり実感が湧かないかもしれませんが、事業者の皆様方には、事前準備やレジなどのシステム改修などが必要となる場合が考えられます。署といたしましては、今後、軽減税率制度の説明会の開催を予定しており、国税庁のＨＰを通じて皆様にお知らせしてまいります。皆様もご自身の準備を進めていただくほか、準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などにご協力を頂きますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

副署長
石澤（いしざわ） 勇司（ゆうじ）

公益社団法人葛飾法人会の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、国税庁から転任して参りました石澤でございます。前任の三原同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方には、正しい税知識の普及や納税意識の高揚のための啓発活動をはじめ、税に関する絵はがきコンクールの開催など、幅広い事業を積極的に展開していただいております。これもひとえに、片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご尽力の賜物であり深く敬意を表するとともに、税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ところで、国税庁では、これまでｅ－Ｔａｘや確定申告書作成コーナーなどのＩＣＴ（情報通信技術）を活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでおります。

さらに、来年一月から、従来から行っておりますインターネットによる確定申告の利用手続きがより便利になります。具体的には、マイナンバーカードやＩＣカードリーダライタをまだお持ちでない方であっても、最寄りの税務署で職員との対面による本人確認を行った後に発行されるＩＤとパスワードを利用して国税庁の確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成して送信することができます。つきましては、会員の皆様方から、確定申告期に税務署等へ直接足を運ばれたり、申告書を郵送されている従業員様等へ、ご案内いただきたいと思います。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介

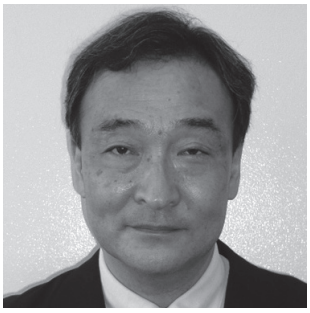

法人課税第２部門統括官
小島（こじま）　等（ひとし）

出身地　埼玉県
コメント　この度の定期異動で着任いたしました。前任の鈴木統括官同様によろしくお願いいたします。

法人課税第１部門統括官
眞崎（まざき）　祐介（ゆうすけ）

出身地　長崎県
コメント　日々の御活動・取組に感謝申し上げます。皆様との信頼・協力関係の更なる発展に努めて参ります。

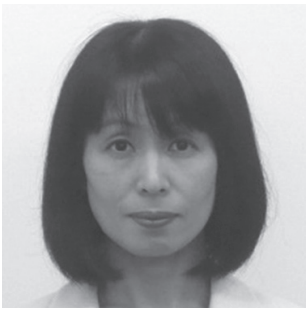

総務課長
佐藤（さとう）　浩子（ひろこ）

出身地　埼玉県
コメント　大変お世話になっております。２年目になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

法人課税第２部門源泉審理上席
関（せき）　孝浩（たかひろ）

出身地　東京都
コメント　２年目になりました。昨年度に引き続き、源泉徴収制度についてわかりやすく説明していきます。

法人課税第１部門法人審理上席
宮下（みやした）　佳久（よしひさ）

出身地　千葉県
コメント　研修会等を通じて皆様のお役にたてるよう頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

葛飾税務署 新名簿（平成30年人事異動）

《平成30年7月10日現在》

役職名	平成30事務年度		役職名	平成30事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	渡邊　舜	東京局・特別整理第一課・課長	法人第４統括官	高橋　敦	新宿・特別調査情報官
副署長（総）	但馬　光一	（留任）	法人第５統括官	白倉　利洋	（留任）
副署長（法）	石澤　勇司	国税庁・参事官・主任分析官	法人第６統括官	市橋　直彦	（留任）
特別国税調査官（法）	吉澤　郷	京橋・法人・指定特官	法人第７統括官	有賀　三洋	（留任）
総務課長	佐藤　浩子	（留任）	審理専門官（法人）	望月　一	板橋・法人審理専門官
法人第１統括官	眞崎　祐介	王子・法人１統括官	連絡調整官（法人）	杉田　仁志	東京上野・法人３上席
法人第２統括官	小島　等	西新井・法人２統括官	法人（審理上席）	宮下　佳久	千葉東・法人１審理上席
法人第３統括官	伊藤　育輝	（留任）	源泉（審理上席）	関　孝浩	（留任）

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10％への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10％程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、

事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ　経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20％台」が実現し、今年度は29・74％となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

⑴事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

⑵相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ　地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ　震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ　その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

―― 東京法人会連合会 ――

第三十五回 法人会全国大会

全国から約一六〇〇人が参加した鳥取大会

十月十一日（木）に第三十五回法人会全国大会が「とりぎん文化会館」にて盛大に開催されました。当会からは片岡会長はじめ五名が参加しました。

第一部では、地元の㈱大山どり・代表取締役の島原道範氏による「大山どりの奇跡」と題した記念講演を拝聴しました。

引き続き第二部の式典では、主催者・並びにご来賓祝辞の後式典が執り行われました。式典内において、税制改正提言並びに、青年部会の租税教育活動の事例発表が行われ、最後に大会宣言にて閉会となりました。

平成三十一年度
税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

従業員の退職金準備は 特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

（新企業年金保険）

特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
○所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
○東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
○約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL（03）3357-1641 FAX（03）3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

法人会活動レポート

厚生委員会　9月18日
第1回健康セミナー

2回目の登場となる己抄呼先生の「10の顔を持つ健康エクササイズ」が定例理事会後開催された。47名の参加者全員身体を動かし、帰る頃にはすっかりリフレッシュした顔つきになっていました。

総務委員会　9月4日
オープンボウリング大会

片岡会長、増田大会実行委員長、青木区長による始球式で第1回大会が幕を開けました。参加人数144名と盛況な大会となり、皆さん日頃の腕前を存分に発揮されていました。大会後の懇親会では各賞の授賞式が行われ、歓喜に溢れ大変な盛り上がりとなりました。

組織委員会　9月26日
会員増強推進会議

テクノプラザかつしかにおいて会員増強推進会議が開催され、本年も近藤委員長のコーディネートで、山田顧問・岡部厚生委員長・保険3社の代表者がパネリストとなり活発なパネルディスカッションが行われました。

事業研修委員会　9月21日
情報端末活用講座

『販路拡大と生産性アップをもたらす中小企業のIT活用・WEB活用』と題して、9月21日(金)に講師に竹内幸次氏を招き、開講しました。出席者10名、講師の分かり易く楽しい解説に夢中になって講義を受けていました。

総務委員会　11月1日
オープンゴルフ大会

例年支部対抗チャリティーゴルフとして開催していましたが、本年はオープンゴルフ大会として開催しました。参加者84名で行われ。スクラッチ優勝者は宇田川義幸氏、新ペリアでの優勝者は南一幸氏で両名にはトロフィーが授与されました。

第5・第6地域事業部　10月7日
東立石緑地公園で中川に親しむ集い2018

今年で第6回目を迎えた「中川に親しむ集い」は好天にも恵まれ、約3,000名の来場者で緑地公園が人で溢れました。スタッフも法人会会員の他に、葛飾警察署、本田消防署、本田消防団、本田消防少年団、ボーイスカウト、葛飾の川をきれいにする会等総勢360名余の大所帯で来場者に様々なメニューを提供しました。

立石支部　10月3日
立石支部研修ツアー

37名のご参加ありがとうございました。京浜伏見稲荷で、たくさんのキツネさんとご挨拶。キリンビール工場では、出来たてビール。中華街で食事&中国変面ショー。横須賀軍港巡りでは、眼の前に潜水艦や巡洋艦。研修あり。楽しい一日でした。ありがとうございました。

女性部会　9月13日
日帰りバス研修旅行

参加者32名で日帰りバス研修旅行が行われました。始めにバスの中で、恒例の税務研修税金クイズを行い、あっという間にキリンビール横浜工場見学。その後、東京湾に浮かぶ貴重な歴史遺産無人島「猿島」見学です。会員の皆さまとの懇親も深まり有意義な一日となりました。

私のゆ・め

広報委員長
細谷政男

自分自身、生来の楽観主義を自認しております。自信の欠如なのでしょうけれど！なるようになる「ケ・セラ・セラ」。地域や街や社会に大変お世話になっております。その事に感謝の気持ちは、いっぱいなんですが、これまた不精の為せる業で、充分な表現が出来ないどうしょうもない性格なのでございましょう。この極小な心臓をしみじみ感じている今日この頃でございます。

島津亜矢さんのコンサートをかつしかシンフォニーヒルズで観覧する機会がありました。葛飾法人会主催のイベント 法人会と区民の集いに参加させいただきました。

フルートのコンサートで銀座ヤマハホールに行ってまいりました。

東長崎のてあとるらぼうでの「女たちの乱歩・黒蜥蜴」映画と舞台を観劇してきました。

亀有リリオホールでのひなた号の冒険 ファミリーミュージカルに感動いたしました。

テレビジョンから流されるドラマに感じられる編集技術の向上には目を見張ります。

しかしながら生のライブ感で汗と吐息と全身から吹きこぼれる役に対する没入感は、ライブでしか感じられないものでございます。

会場の大きさ、観客の多少には関係ないものなのでしょう。

いつでも感動を共有できること、失敗の許されないやり直しの出来ない極限状態に、私は涙を禁じえません。

振り返ってみると、私の楽天思想は責任回避の人生なのかもしれません。

ミスった事も数多くございました、知識と教養の無さを感じた折には、笑いでその場凌ぎの行動をとった覚えがございます。

そんな時は完全な人間はいないんだ、チョッピリ不完全な程愛されるものだと、優しく温かく自分を可愛いがったものでございます。

与えられた人生を満喫すること、笑顔いっぱいな毎日を過ごすこと、サンライズが輝いて見えること、サンセットが明日への期待と希望になること。

「ゆめ」はそんな生き方を応援していただくことかもしれません。人生の生き様の中で、すれ違った人 お話を聞かせていただいた方 ふれあった友人 全ての方々に 私の「ゆめ」の実現に寄与していただきました。

有難う感謝

まだまだ「ゆめ」のロードは続いてまいります。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

ー都税についてのお知らせー

にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装って、家族構成や口座番号等の個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

＜手口＞

「○○都税事務所の○○です」または「○○都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例１】
・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例２】
・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例３】
・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して**“非通知”**で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません。**非通知で電話をかけてきたり、還付のためにＡＴＭの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】　主税局総務部総務課相談広報班　03-5388-2925

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(金)	12月29日（土）～1月３日（木）	１月４日（金）
都税の納税	○	×※	○
都税の申告（申請）書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます　×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】　所管する各都税事務所

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1　TEL. 03-5654-8550

給与支払報告書の提出をお願いします

会社などを経営されている方は、平成 30 年中に従業員に対して給与の支払いがあった場合、その従業員の平成 31 年 1 月 1 日現在の住所所在地である区市町村に、給与支払報告書を提出することになっています。（退職者・パートの方などすべて対象です。）

各区市町村に給与支払報告書を平成 31 年 1 月 31 日（木）までに、提出してください。

なお、昨年度に引き続き、所得税の源泉徴収義務がある事業主の方を特別区民税・都民税の特別徴収義務者として指定します。ただし一定の理由に該当する場合は、普通徴収とすることもできます。**その場合は該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収切替理由を記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。**

※提出書類は、税務課・税務署で配布しています。

◎提出していただく書類

①給与支払報告書（総括表）

会社名・事業所所在地・代表者名などの会社情報、税理士・会計士の情報、特別徴収・普通徴収の内訳人数、葛飾区特徴指定番号に加え、**法人番号（個人事業主の方の場合は個人番号）**の記載をお願いします。

平成 30 年度に特別徴収をされている事業所に、葛飾区役所から 11 月 30 日に「葛飾区提出用総括表」を送付します。必ずそちらをご利用ください。

②給与支払報告書（個人別明細書）

給与支払報告書（個人別明細書）には、従業員の住所、氏名、一年間の給与額、所得控除額、源泉徴収税額、控除の内容と金額、就職・退職年月日、生年月日、**従業員の方の個人番号**、会社の所在地、名称、**法人番号（個人事業主の場合は個人番号）**の記載をお願いします。また、普通徴収とする場合は切替理由を摘要欄に記載してください。

毎年、多くの給与支払報告書での記載漏れがあります。全て正しく記載されないと、ご本人確認ができず、正確に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

③普通徴収切替理由書

次の基準により普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて提出してください。

【普通徴収切替理由】

普 A	総従業員数が 2 人以下（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普 B～普 F の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）
普 B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄該当者など）
普 C	給与が少なく税額が引けない
普 D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない。）
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普 F	退職者又は退職予定者（5 月末日まで）（休職等により 4 月 1 日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

◎提出期限は、平成 31 年 1 月 31 日です！

提出の際は、必ず平成 31 年度様式で提出してください。（様式は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。）なお、**給与支払報告書提出後に徴収方法の変更があった場合（誤記、退職等）は、「給与所得者異動届出書」又は「特別徴収への切替申請書」の提出をお願いします。**

【提出先】　〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
葛飾区総務部　税務課課税担当

☆電子データによる給与支払報告書の提出が義務付けられています。

給与支払報告書は、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が 1,000 枚以上であった事業所、または税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等（電子データ）または eLTAX で提出することが義務付けられています。詳細は、税務課課税係(03-5654-8550)へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■

2018年も終わりが近づき、錦秋の時期。もうすぐ師走です。

「平成最後の」という言葉を何度も耳にした今年ですが、平成最後の錦秋も、新しい年号の錦秋も、葛飾の青空は変わらないでしょうね。

東京理科大学のキャンパスに隣接して整備された「にいじゅく未来公園」、表紙の姉弟は秋の散歩に来たようです。陽の傾きで季節を感じる弟はなかなか早熟ですね。

イラスト：かつしかけいた

訃　報

当会四つ木五支部長森屋和浩様（㈱エムアンドティテクノ）は、10月16日に急逝されました。享年57歳。

故人におかれましては、平成25年四つ木五支部長に就任され、現在まで精力的に支部運営にご尽力されました。事業研修委員としての活動も積極的に務められ、公益社団法人としての当会の事業推進にご尽力されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、生前の多大なるご尽力に対し深謝いたし、哀悼の意を表するとともにご冥福をお祈り申し上げます。

なお、葬儀は10月23日に四ツ木斎場に於いて執り行われ、多数の会葬者が列席されました。

編　集　後　記

～カ～

この夏、秋田県の公立高校の活躍勝利の母校校歌を全身で歌う姿、若い力に感動いたしました。また自然の威力に驚かされました。夏の高温、北海道の地震による全道停電、広島での台風被害、暴風による都心の計画運休。「今まで経験した事のないような」の言葉が何度も聞かされました。地球規模の歴史の流れでは小さな力かもしれませが、居合わせた人生も奇遇です。本葛飾法人会では楽しい講演会、ボウリング大会、ゴルフ大会、地球温暖化対策報告書、絵はがきコンクールや、各地域事業部のイベント、政治経済講演会、法人会と区民の集い等を通じて何か法人会として使命力を感じております。来年は元号が変わり消費税が１０％になります。変わる力変わらない力。本年最終号でございます。

（広報委員長　細谷政男）

◆説明会のご案内◆

決算法人説明会		
開催日	時　間	場　所
１月18日(金)	13:30～16:00	葛飾法人会館
３月１日(金) ６日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
４月３日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
５月９日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
６月４日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
１月21日(月)	13:30～16:00	葛飾法人会館
４月11日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.374
平成30年11月25日発行

発行所　公益社団法人　葛飾法人会
葛飾区立石７丁目29番２号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL http://www.katsuhou.net　E-mail:info@katsuhou.net
発行人　片岡嘉治　　編集人　細谷政男

公益社団法人 葛飾法人会員

← 葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一（一）の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。）

税を味方に、
強い経営を。

企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

詳しくはWEBへ 法人会